

第3回遠州広域行政推進会議 次第

日 時：平成24年5月2日（水）午後3時00分から午後5時00分まで

場 所：袋井市役所 3階 301会議室

1 開 会

2 座長あいさつ

3 開催市長あいさつ

4 議 題

（1）第2回遠州広域行政推進会議後の取組について

（2）新東名高速道路の活用について

（3）情報システムの共同利用について

5 そ の 他

6 閉 会

資 料 1：第2回遠州広域行政推進会議後の取組経過

資 料 2：各市町における新東名高速道路の活用に向けた取組について

資 料 3：遠州広域行政システム共同利用研究会資料

参考資料 1：第2回遠州広域行政推進会議 議事要旨

参考資料 2：中部電力株式会社の停電情報公開に関する報道発表

参考資料 3：中部電力株式会社への申し入れ文と同会社からの回答

参考資料 4：土地利用にかかる県と市町の合同研究会の設置に関する提案
（県市長会及び県町村会へ平成23年12月提出）

参考資料 5：土地利用にかかる県と市町の合同研究会の設置に関する申し入れについて
（県市長会及び県町村会を通じて県へ平成24年3月提出）

参考資料 6：各市町における情報システムの危機管理について

第3回遠州広域行政推進会議（5/2）出席者一覧

市町	出席者	
浜松市	市長	鈴木 康友
磐田市	市長	渡部 修
掛川市	市長	松井 三郎
袋井市	市長	原田 英之
湖西市	市長	三上 元
御前崎市	副市長	澤入 芳男
菊川市	市長	太田 順一
牧之原市	市長	西原 茂樹
森町	町長	村松 藤雄

第 2 回遠州広域行政推進会議後の取組経過

1 台風 15 号の停電被害に関する中部電力株式会社への申し入れについて

(1) 合意事項

- ・大規模停電時における中部電力から住民への広報について、中部電力に対し、「中部電力から自治体に情報が提供されれば、同報無線を使った広報などを通じて自治体から住民に情報提供を行う」ことを申し入れる。
- ・台風 15 号による各市町の停電被害の状況や対応を取りまとめる。

(2) 市町・中部電力の動向

市町

平成 23 年 11 月～平成 24 年 1 月

8 市 1 町を対象に、台風 15 号の停電被害の状況及び対応に関する調査を実施。調査結果をもとに、中部電力への申し入れ文を作成。（参考資料 3）

平成 24 年 2 月 20 日（月）

中部電力浜松営業所にて、浜松市長が静岡支店長に対して申し入れを行う。静岡支店長は「提供情報の種類の精査や県外のセンターでの電話対応の整備など、住民が安心できる体制づくりを自治体と連携しながら進めていく」と回答。

中部電力

平成 23 年 11 月 16 日（水）

ホームページ及び携帯サイトによる停電地域や件数等のリアルタイム情報の公開開始を報道発表。（参考資料 2）

平成 24 年 4 月 5 日（木）

中部電力静岡支店長が浜松市長に対して申し入れの回答を提出。静岡支店長は「要望いただいた内容については方向性ならびに具体策をとりまとめ、電気事業者の公益的指名を果たすべく最大限の努力をしていく」と回答。（参考資料 3）

2 土地利用にかかる県と市町による合同研究会の設置について

(1) 合意事項

- ・土地利用に関し、スピード感をもって対応できるよう、県と市町による合同の研究会の設置を県市長会、県町村会を通じて県に申し入れる。
- ・研究会では、法令の課題などテクニカルな部分について、県の関係セクションを交え、現在市町が抱えている参考事例を挙げながら具体的に検討を進めていく。また、土地利用に係る審査手続きについて、案件や面積規模に応じた標準処理期間の設定を検討する。

(2) 市町・県市長会・県町村会・県の動向

市町・県市長会・県町村会

平成23年12月20日（火）

県町村会に「土地利用にかかる県と市町による合同研究会設置に関する提案」を提出。定例町長会議にて協議し了承を得る。

平成23年12月22日（木）

県市長会に「土地利用にかかる県と市町による合同研究会設置に関する提案」を提出。定例市長会議にて協議し了承を得る。

平成24年1月30日（月）

8市1町にて県への申し入れ文案（研究会の体制・内容等を含む）を作成し、県市長会に提出。その後、県市長会による県内市町への内容照会にて、2月13日（月）に申し入れ文確定。（参考資料4）

平成24年3月19日（月）

県市長会（＝県町村会）事務局長より県自治局長に対し申し入れ。
※平成24年6月末までに回答を受け、7月開催（7/13）の県市長会定例市長会議及び7月開催（7/12）の県町村会定例会議で報告する予定（参考資料5）

県

平成23年12月27日

平成23年8月10日付けで県市長会から県に提出した「土地利用の規制緩和申し入れ」及び「その申し入れに係る付帯要望」に対し、県が回答を提示。土地利用に関する県市の事前協議及び事務処理の迅速化を図ることや個別相談に応じる旨の回答有。

自治体名	平成24年度予算で貴市町において新東名高速道路を活用した(活用予定の)事業			
	事業名	予算額(金額の単位:千円)	予算計上時期	事業概要
浜松市	未来創造「新・ものづくり」特区			新東名高速道路の地理的条件を活用し、市街化調整区域(内陸部)において生産効率の高い農地の集約(企業参入)、優位性を生かした工場立地など農業と工業のバランスある土地利用を実現するもの。
	新東名高速道路開通のPR			・「出世大家康くん」による相模原市、厚木市での表敬訪問とチラシ配布等(H24) ・京王電鉄との連携による全駅構内と車内への掲出(H23) ・「出世大家康くん」による宇都宮市、前橋市でのPRと地元有力バス・旅行会社訪問(H23) ・首都圏主要旅行会社(JTB、KNT、NTA、クラツーなど33社)の商品造成部門やセールス統括部門の担当者を対象とした旅行説明会で紹介(PPT)及びチラシ配布(H23)
	国道152号浜北～天竜バイパスの整備促進	76,000		同バイパスは広域交流時代に対応した高速アクセスの確保・強化と、主要な拠点・地域間を連結する広域交通ネットワークを目的とした広域幹線道路である。平成23年度に新東名高速道路「浜松浜北IC」から市中心部へのアクセス道路である同バイパスが全約7.9kmのうち約5.1kmが供用したため残る約2.8km(Ⅱ期工区)についても整備を進め、早期全線供用を目指す。
磐田市	工業団地開発可能性調査事業	4,830	H24当初	新東名高速道路隣接地には、新平山工業団地があり、更に(仮称)下野部工業団地の開発が計画されている。新東名を活用したまちづくりを模索するため、工業団地・スマートIC設置等の可能性を調査・研究し、本市の新たな拠点づくりを検討する。
掛川市	掛川PAでの市特産物販売をするための研究業務	270	24当初	倉真地区のまちづくり委員会が、ネクスコ中日本管理の掛川PA屋外スペースを借りて、仮設テントで月1回程度、アンテナショップとして試供品等のサンプル配布を行う計画がある。その試供品等の開発の為に「新東名活用コンサルティング業務委託」を利用する。
	原田高架下公園建設事業	3,890	24当初	新東名高速道路の高架下活用により、公園(約1.4ha・トイレ・駐車場・四阿)を建設して地元地区による有効活用。平成24年度は測量設計業務を行う。
	掛川PAの活用検討(※)		未定	掛川PAを活用した地元物産販売の拡大や参画方法について、中日本エクシス(株)(PAのサービス提供)と協議調整を図る。また、県内市町との情報交換や商品調査(売れ筋、参入社等)等による今後の取組や、アクセス道路及びスマートICの整備についても関係機関との協議調整・研究を行う。
	掛川第2PA(仮称)開発の推進(※)		未定	掛川第2PA(仮称)用地として約4.9haの用地を確保しており、民間開発手法を含めて活用方法を検討していく。また、県の進める内陸フロンティア構想との調整も検討している。なお、エクシスとの協議調整及びアクセス道路についても関係機関との協議調整を図る。
	森掛川IC周辺開発の推進(※)		未定	森掛川IC周辺約40haについて、民間開発手法の検討を含め、事業調整及び地元区の調整を行う。アクセス道路の整備も含めて、県の内陸フロンティア構想との調整も検討している。森町との連携が必要不可欠。
※今後庁内の検討委員会を立ち上げて検討を進める事項				
袋井市	都市構造と土地利用のあり方に関する調査検討事業	2,500	当初	新東名高速道路の開通及び東日本大震災以降の沿岸部立地企業の内陸部への移転検討等による土地利用ニーズの変化を踏まえた中で、中長期的な展望に立った効率的で発展的な本市の都市構造及び土地利用のあり方を検討する。検討を進める中で、新東名利活用シンポジウムを開催する。
	森町袋井インター通り線建設促進期成同盟会による整備要望活動			新東名高速道路「森掛川IC」と東名高速道路「袋井IC」を結ぶ広域幹線道路である(都)森町袋井インター通り線の県道昇格と早期事業化に向けた要望活動【平成21年2月19日期成同盟会設立】 ※平成23年10月24日に県へ要望書を提出
	都市計画道路袋井駅森線整備事業(県道整備事業)	13,200 (うち市負担4,535千円)	当初	(都)袋井駅森線は、本市南北都市軸における主要幹線道路であり、新東名高速道路「森掛川IC」から本州市街地へのアクセス道路となっていることから、交通量の増加に対応した道路拡幅整備を進める。

自治体名	平成24年度予算で貴市町において新東名高速道路を活用した(活用予定の)事業			
	事業名	予算額(金額の単位:千円)	予算計上時期	事業概要
湖西市	浜松三ヶ日・豊橋道路の整備促進	35	当初	新東名高速道路の開通により物流や観光交流の発展に更なる期待が高まる中、来春開通予定の国道23号豊橋東バイパス及び国道1号潮見バイパスを結ぶ南北軸の主要幹線道路として整備が待たれる(仮称)浜松三ヶ日・豊橋道路の建設を推し進めるために、県境を越えた関係市町や経済団体を母体とした期成同盟会により、要望活動や勉強会を通して建設実現に向け、関係機関が一丸となって活動を展開する。(同盟会負担金)
	観光地のPR	1,428	当初	・広域的な取組として、観光パンフレットの配架や特産品の販売等を予定。
御前崎市	特になし。			
菊川市				菊川市は新東名高速道路から距離もあるため、平成24年度においては新東名高速道路を活用した事業は予定しておりません。 ただし、新東名の開通による効果を本市の活性化、防災対策に活かすことが出来ないかとの思いはあり、県で進めている「内陸のフロンティアを拓く取組」に、新東名という新たな横軸を中心とした内陸部ともう一方の横軸である沿岸部を、東名高速道路や、国道1号、静岡空港、御前崎港といった既存の交通網・拠点を結ぶ国道473号を中心とした縦のラインでつなぎ、その充実した交通基盤を活かした防災対策や地域振興への取組を提案していきたいと考えております
牧之原市				特に新東名高速道路を活用した事業はありませんが、富士山静岡空港や東名高速道路、御前崎港などのインフラを最大限に活用し、地域全体として産業集積を図っていくことがこの地域の発展に繋がると考える。
森町	スマートIC関連事業(道路改良事業分)	175,500	24年度当初	・平成25年度末に予定している新東名遠州森町PAへのスマートIC設置に向けた町道の改築、舗装改良、交差点改良の実施及び案内標識の設置。
	新東名関連観光振興事業(観光・特産品PR、観光案内看板設置等)	16,240	24年度当初	・遠州森町PAを最大限に活用し、森町の観光・特産品のPRを実施。緊急雇用創出事業を活用し、森の茶の試飲、特産品の試食等を実施する。 ・観光交流客が町内を訪れる際の森掛川ICからの町内観光施設への案内看板を設置する。 ・観光客誘致のためのスタンプラリーの実施。(地元特産品の進呈)
	新東名森掛川IC誘導標識設置事業	2,270	24年度当初	新東名の供用開始により、森掛川ICが中東遠地域の玄関口となることから、町内におけるICへの誘導看板を設置する。

行政システムの共同利用の研究について

1 背景

地方自治体のコンピュータ利用は昭和 40 年代初頭に始まり、最早、情報システムなしに業務を行うことは困難な状況となっています。

これまで、自治体ごとに情報システムを導入運用してきたため、これに要するコストの縮減や職員の確保などが自治体にとって大きな課題となっています。

また、東日本大震災では、津波により情報システムが庁舎ごと流されてしまうなどの想定外の事態が発生し、住民記録を消失した自治体もあるなど、自治体が保有する情報の危機管理体制の構築も課題となっています。

こうした状況の中、高速通信網の進展に伴い、いわゆるクラウドコンピューティング技術が急速に普及しつつあり、総務省においても、「新たなクラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築に導入することにより、情報システムの効率的な整備・運用や住民サービスの向上等を図る」ものとして、自治体クラウドの自治体への導入を促進しており、先進自治体での導入が始まっています。

2 遠州広域行政システム共同利用研究会

参加自治体が自治体クラウド（情報システムの共同利用）を導入した場合を想定し、導入の範囲や実現の可能性、効果、課題等についての研究を進めます。

(1) 設立

平成 24 年 4 月 19 日 第 1 回研究会を開催し、設立

(2) 参加自治体と構成

遠州広域行政推進会議の参加市町 浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市及び森町（8 市 1 町）の情報政策担当課の職員で構成

(3) 研究会のスケジュール

平成 24 年 4 月～7 月	IT ベンダーによるセミナー
8 月～10 月	各種調査
11 月～1 月	分析
平成 25 年 2 月～3 月	まとめ

第 2 回遠州広域行政推進会議 議事要旨

日時：平成 23 年 11 月 11 日（金）午後 3 時 30 分から午後 5 時 30 分

場所：磐田市西庁舎 3 階 302・303 会議室

参加：浜松市長、磐田市長、掛川市副市長（市長代理）、袋井市長、湖西市長、御前崎市
長（途中退席）、菊川市長、牧之原市副市長（市長代理）、森町長

1 第 1 回遠州広域行政推進会議後の取組について

事務局が資料を基に報告を行い、以下の事項について合意した。

【合意事項】

- ・大規模停電時における中部電力から住民への広報について、中部電力に対し、中部電力から自治体に情報が提供されれば、同報無線を使った広報などを通じて自治体から住民に情報提供を行うことを申し入れる。
- ・台風 15 号による各市町の停電被害の状況や対応を取りまとめる。

2 土地利用について

事務局が資料を基に報告を行い、以下の事項について合意した。

【合意事項】

- ・土地利用に関し、スピード感をもって対応できるよう、県と各市町による合同の研究会の設置を県市長会、県町村会を通じて県に申し入れる。
- ・研究会では、法令の課題などテクニカル部分について、県の関係セクションを交え、現在市町が抱えている参考事例を挙げながら具体的に検討を進めていく。また、土地利用に係る審査手続きについて、案件や面積規模に応じた標準処理期間の設定を検討する。

【主な意見】

- ・津波対策を理由に沿岸部の住民が住居移転する場合に対しては、特例を作ってもらいたい。
- ・土地利用の課題に対して、県は市町ほどの危機感を抱いていない点が問題である。県市の共同のプロジェクトを作って議論し、意識を共有することが必要である。
- ・各地域によって農業の種類は様々であるのに、全国一律で土地利用を規制するのは問題である。
- ・県と市が一体となって、規模に応じた目標期間の設定とそのためにはどうするかといった議論をすることが大事である。こういう事業の規模ならこのくらいの期間といった目安ができれば、企業や事業体に伝えることができる。

3 こども医療費助成制度について

- ・事務局による資料説明に続いて、意見交換を行った結果、本案件については各市町の事情が違うため、課長会議にて、県に提言する時期も含めて引き続き事務的に調整することとし、次回以降の継続協議とした。

※H24. 1. 25 県から H24 年度予算に関する通知あり。

4 次回開催について

- ・春を目安に、袋井市にて実施



Press Release

2011年11月16日
中部電力株式会社

ホームページ等による停電情報公開の開始について

当社は、11月18日（金）10時00分から、当社のホームページにおいて、停電情報をリアルタイムでお知らせいたします。

「停電情報」は、当社供給エリア内で停電が発生した場合、停電発生直後から当社ホームページ内に、停電地域、発生日時等を掲載し、お客さまが停電状況を把握する際にご活用いただくことを目的とするものです。

近年、高品質で安定した電力供給の重要性が増す一方、情報関連機器の急速な普及等により、迅速な停電情報の公開に対するお客さまニーズが高まっております。こうしたニーズにお応えするため、当社は、ホームページ上で「停電情報」を公開することといたしました。また、「停電情報」は停電時でもご覧いただけるよう、モバイルサイトもご用意いたしました。

当社は、停電を発生させないよう設備の保守・管理に万全を期してまいります。停電が発生した場合には、早期復旧に全力を尽くすとともに、よりきめ細かな情報公開に努め、お客さまのニーズにお応えしてまいります。

停電情報公開の概要

1 公開情報

(1) 公開項目・内容

- ・発生日時 停電が発生した日時
- ・復旧日時 停電が復旧した日時
- ・停電地域 停電が発生している地域 例 ○○市△△の一部
- ・停電戸数 停電が発生しているお客さまの戸数（100戸単位）

(2) 公開単位・期間

- ・停電中の地域 停電が発生した時点から、復旧するまでの間
- ・復旧済の地域 停電が復旧した翌日から3日間

2 備考

・停電情報は、停電地域や件数を速やかに公開することを優先し、その時点において把握できた情報を公開させていただきます。このため、公開する情報の中には、事実確認の進捗に応じて変更されるものがあったり、確定的でないもの（実際の停電地域と異なるもの等）などが含まれる可能性があります。したがって、公開した情報を更新させていただくことがあります。

・お客様の建物への引込線の断線やお客様の建物内の設備の不具合に起因する停電の場合等、停電の状況によっては停電情報の全部あるいは一部を公開できないことがあります。

・特別高圧のお客様（ビル、商店、百貨店、スーパー、工場などのうち大規模な建物）、一部山間地のお客様、および一部離島のお客様の停電情報につきましては、公開することができません。

3 掲載URL

- ・インターネットサイト（パソコン）：<http://teiden.chuden.jp/>
- ・モバイルサイト（携帯電話）：<http://teiden.chuden.jp/m/>

別紙 「停電情報（パソコン版・携帯電話版）」の提供画面イメージについて

以 上

平成 24 年 2 月 20 日

中部電力株式会社
静岡支店長 小野田 聡 様

遠州広域行政推進会議
座長 浜松市長 鈴木康友

自然災害等による停電発生時における対応について

去る平成 23 年 9 月 21 日、遠州地域に上陸した台風 15 号の影響による停電は、遠州地域の住民生活に多大な支障を及ぼし、地域によっては 9 月 25 日まで停電が続く事態となりました。

停電地域では、中部電力営業所への問い合わせやホームページによる情報収集を試みたものの、停電の状況や復旧見込み等の情報が得られないばかりか、連絡のやりとりができない状況が多数生じました。

自治体においては、ホームページや同報無線、広報車等を活用し、住民への情報提供及び注意喚起を行いました。停電状況に関する十分な情報がないため、住民からの問合せや苦情の対応に苦慮する場面が生じました。

中部電力におかれましては、11 月 16 日付けの報道発表により、ホームページ等による停電地域や件数等のリアルタイム情報の速やかな公表が示されたところではありますが、停電は、住民の日常生活に支障を及ぼすものであり、一刻も早い復旧はもちろんのこと、停電時にも対応し得る住民への情報提供が求められます。

また、本推進会議の構成市町におきましても、台風 15 号の経験を生かし、中部電力との緊密な連携のもと、住民への迅速な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

つきましては、自然災害等による停電発生時における対応について、下記のとおり要望いたします。

(1) 地域住民への対応

- ・災害・停電時における住民からの緊急対応窓口の拡充
- ・停電時の対応方法等に関する平常時からの住民への周知・広報

(2) 自治体との連絡体制の強化

- ・停電状況（報道発表を含む）に関する自治体への即時及び定期的な情報提供
- ・災害・停電時における市町との専用回線による連絡体制の確保

平成 24 年 4 月 5 日

遠州広域行政推進会議
座長 浜松市長 鈴木康友 様



中部電力株式会社
常務執行役員静岡支店長
小野田 聡



自然災害等による停電発生時における対応強化について

昨年 9 月 21 日静岡県に上陸した台風 15 号の影響により、広域かつ長時間の停電が発生した件につきましては、地域の皆さまを始め、各自治体の関係各位に大変なご不便とご迷惑をおかけいたしました。改めて深くお詫び申し上げます。

また、各自治体の関係各位におかれましては、土砂崩れ等の自然災害復旧にご尽力される中、地域の皆さまからの問い合わせ対応や同報無線を活用した停電周知等にご協力を賜り、誠にありがとうございました。謹んでお礼申し上げます。

弊社は、平成 24 年 2 月 20 日に貴推進会議より拝受いたしました「自然災害等による停電発生時における対応について」を重く受けとめ、今後も電気事業者としての公益的使命を果たすべく、最大限の努力を傾注してまいります。

この度、ご要望いただきました内容について、その方向性ならびに具体策を下記のとおりとりまとめましたので、ご報告させていただきますとともに、今後とも各自治体のご協力を賜りたく謹んでお願い申し上げます。

記

	ご要望項目	対応強化の内容
(1)地域住民への対応	・災害・停電時における住民からの緊急対応窓口の拡充	①台風等の被害予測に合わせて、早期に要員の増員配置を行ってまいります。 ②局地的に大規模な被害の発生時には、名古屋および岐阜受付センターの拡充を図ります。
	・停電時の対応方法等に関する平常時からの住民への周知・広報	①自治体主催の防災イベントや弊社ホームページ等で、電気や停電の仕組みについてのPRを継続して進めるとともに、地域FM・情報誌等を活用した情報発信に努めてまいります。
(2)自治体との連絡体制の強化	・停電状況（報道発表を含む）に関する自治体への即時及び定期的な情報提供	①昨年 11 月より、弊社ホームページ・携帯モバイルサイトにて、リアルタイムで停電地域を掲載することといたしました。 ②台風 15 号の停電実績を基にした、停電地域ごとの復旧実績の案内を行うことで、復旧時間の目安になる情報の発信に努めてまいります。 ③各自治体のご協力を頂きながら、同報無線を活用した停電地域の皆さまへの情報発信に努めてまいります。
	・災害・停電時における市町との専用回線による連絡体制の確保	①各自治体の防災主管部署と弊社管轄営業所による緊密な関係構築に努め、災害時に電話回線が輻輳した場合でも連絡がとれるよう、専用電話（非公表）による連絡体制等を整備いたします。

以上

12 月 定 例 市 長 会 議 協 議 事 項

浜松市

以下の内容は、平成 23 年 11 月 11 日に開催した「第 2 回遠州広域行政推進会議」において、8 市 1 町（浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市及び森町）の首長の協議により合意したもので、当該会議の座長市である浜松市から提案するものです。

協 議 事 項	土地利用にかかる県と市町による合同研究会設置に関する提案
<p>(現 状)</p> <p>社会経済環境の変化に伴い、農業の担い手の減少や耕作放棄地の拡大、生産拠点の国外流出が進む中、自治体においては、地域の実情に応じた土地利用政策による戦略的な都市経営が求められている。</p> <p>また、東日本大震災を受け、東海地震による津波の発生が危惧される中、推定津波浸水区域に居住し、住居の高台移転を希望あるいは必要とする世帯が多くある。また、企業のリスク管理から、沿岸部から内陸部へ工場を移転するニーズも高まっており、今後も地域経済の活力を維持向上させるためには、住居や工場の内陸部への移転に対する土地利用の規制緩和などが不可欠である。</p> <p>しかしながら、現行の「農業振興地域の整備に関する法律」「農地法」「都市計画法」等による法規制や許認可権限等においては、土地利用に対する制約が大きい上、審査手続きにも長期間を要するなど、自治体の土地利用政策を踏まえた柔軟な対応が難しい。</p> <p>抜本的な見直しのためには法改正が必要であるが、法改正には相応の期間を要する。</p> <p>(協議内容)</p> <p>このため、現行法制下における迅速かつ適正な運用を図るため、県と市町による合同研究会を設置することを県に申し入れるよう提案する。</p> <p>合同研究会では、市町が抱える障壁事例を踏まえながら課題認識の共有を図るとともに、土地利用にかかる審査手続きに関し、案件や面積規模に応じた標準処理期間の設定、迅速な事務対応に向けた県と各市町の連携方法について調整・協議を行う。</p>	
<p>(参 考)</p> <p>県町村会においても本案件を議題として提出予定。</p>	

添付する資料がある場合は、70部ご用意ください。

土地利用に係る県と市町による合同研究会の設置 に関する申し入れについて

社会経済環境の変化に伴い、農業の担い手の減少や耕作放棄地の拡大、生産拠点の国外流出が進む中、自治体においては、地域の実情に応じた土地利用政策による戦略的な都市経営が求められています。

また、東日本大震災を受け、東海地震による津波の発生が危惧される中、住居の高台移転や避難所の設置、さらには、企業のリスク管理から、沿岸部から内陸部へ工場を移転するニーズも高まっています。

今後も住民の安心・安全を確保し、地域経済の活力を維持向上させていくためには、様々なニーズに対応する土地利用の規制緩和などが不可欠となっています。

しかしながら、現行の「農業振興地域の整備に関する法律」「農地法」「都市計画法」等による法規制や許認可権限等においては、土地利用に対する制約が大きい上、審査手続きにも長期間を要するなど、自治体の土地利用政策を踏まえた柔軟な対応が難しい状況にあります。

抜本的な見直しのためには法改正が必要になりますが、法改正には相応の期間を要することから、当面の措置として、現行法制下での対応を図るべく下記のとおり申し入れいたします。

記

- 1 現行法制下における迅速かつ適正な土地利用制度の運用を図ることを目的として、県と市町による合同研究会を設置すること。
- 2 合同研究会では、市町が抱える障壁事例を踏まえながら課題認識の共有を図るとともに、土地利用にかかる審査手続きに関し、案件や面積規模に応じた標準処理期間の設定、迅速な事務対応に向けた県と各市町の連携方法について調整・協議を行うこと。

土地利用に係る県と市町による合同研究会の概要（案）

1 設置目的

地域の実情に応じた土地利用政策を進めるべく、現行法制下における迅速かつ適正な制度の運用に向けた実務的な研究を行うため。

2 研究体制

- ・研究会の事務局は県が担う。
- ・研究会の構成員は県及び市町の土地利用政策に携わる職員^{※1}とし、地域の現状や条件等を考慮して地域ブロックの代表で構成する。

※10名程度（構成によっては20名程度）を想定

※1・・・以下の事務事業に従事する者

- ①産業振興や防災対策など土地利用を推進する事業に携わる者。
- ②「農業振興地域の整備に関する法律」「農地法」「都市計画法」等の許認可権限を有する事務に携わる者。

など

3 研究内容

- ・現行の「農業振興地域の整備に関する法律」「農地法」「都市計画法」等による法規制や許認可権限など、市町が抱える障壁事例を踏まえた課題認識の共有

(推定津波浸水区域に位置する住居の高台移転、津波対策に係る避難所の設置、企業のリスク管理の観点による内陸部への工場移転のニーズに対する土地利用の規制緩和など)

- ・現行法制下における迅速かつ適正な制度の運用
- ・土地利用にかかる審査手続きにおける、案件や面積規模に応じた標準処理期間の設定、迅速な事務対応に向けた県と各市町の連携方法

4 開催回数

設置当初は年3回程度を目安（案件に応じて随時対応）

5 備考

研究会で得られた成果は、県と市町の実務レベルでの詳細な調整や試行実施を通じて、早期実現を目指す。

※上記の詳細は、合同研究会設置に対する県の承諾が得られた後に調整する。

事務連絡

平成24年3月27日

各市町長 様

静岡県市長会町村会総合事務局長

土地利用に係る県と市町による合同研究会の設置に関する申し入れについて

標記の件について、下記により県に対して申し入れを行いましたので御報告いたします。

記

- 1 申し入れ日 平成24年3月19日
- 2 申し入れ者 静岡県市長会町村会総合事務局長
- 3 申し入れ先 県知事（経営管理部自治局）

<問い合わせ>

静岡県市長会町村会総合事務局 宮崎・鳥居

T e l . 0 5 4 - 2 0 2 - 4 3 4 3

F a x . 0 5 4 - 2 8 4 - 8 8 6 8

E-mail : y-torii@ny.tokai.or.jp



静市長会第 169 号
静 町 第 200 号
平成 24 年 3 月 19 日

静岡県知事 川勝 平太 様

静岡県市長会 会長
富士市長 鈴木 尚
静岡県町村会 会長
長泉町長 遠藤 日出夫

土地利用に係る県と市町による合同研究会の設置に関する申し入れについて

標記の件について、別紙申し入れ書を提出いたします。

については、6月29日(金)までに文書により回答いただきますようお願い申し上げます。

<問い合わせ>

静岡県市長会町村会総合事務局 宮崎・鳥居

T e l . 0 5 4 - 2 0 2 - 4 3 4 3

F a x . 0 5 4 - 2 8 4 - 8 8 6 8

E-mail : y-torii@ny.tokai.or.jp

土地利用に係る県と市町による合同研究会
の設置に関する申し入れについて

静岡県市長会
静岡県町村会

土地利用に係る県と市町による合同研究会の設置 に関する申し入れについて

社会経済環境の変化に伴い、農業の担い手の減少や耕作放棄地の拡大、生産拠点の国外流出が進む中、自治体においては、地域の実情に応じた土地利用政策による戦略的な都市経営が求められています。

また、東日本大震災を受け、東海地震による津波の発生が危惧される中、住居の高台移転や避難所の設置、さらには、企業のリスク管理から、沿岸部から内陸部へ工場を移転するニーズも高まっています。

今後も住民の安心・安全を確保し、地域経済の活力を維持向上させていくためには、様々なニーズに対応する土地利用の規制緩和などが不可欠となっています。

しかしながら、現行の「農業振興地域の整備に関する法律」「農地法」「都市計画法」等による法規制や許認可権限等においては、土地利用に対する制約が大きい上、審査手続きにも長期間を要するなど、自治体の土地利用政策を踏まえた柔軟な対応が難しい状況にあります。

抜本的な見直しのためには法改正が必要になりますが、法改正には相応の期間を要することから、当面の措置として、現行法制下での対応を図るべく下記のとおり申し入れいたします。

記

- 1 現行法制下における迅速かつ適正な土地利用制度の運用を図ることを目的として、県と市町による合同研究会を設置すること。
- 2 合同研究会では、市町が抱える障壁事例を踏まえながら課題認識の共有を図るとともに、土地利用にかかる審査手続きに関し、案件や面積規模に応じた標準処理期間の設定、迅速な事務対応に向けた県と各市町の連携方法について調整・協議を行うこと。

平成24年3月19日

静岡県知事 川勝 平太 様

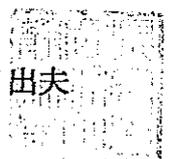
静岡県市長会 会長

富士市長 鈴木 尚



静岡県町村会 会長

長泉町長 遠藤 日出夫



土地利用に係る県と市町による合同研究会の概要（案）

1 設置目的

地域の実情に応じた土地利用政策を進めるべく、現行法制下における迅速かつ適正な制度の運用に向けた実務的な研究を行うため。

2 研究体制

- ・研究会の事務局は県が担う。
- ・研究会の構成員は県及び市町の土地利用政策に携わる職員^{※1}とし、地域の現状や条件等を考慮して地域ブロックの代表で構成する。

※10名程度（構成によっては20名程度）を想定

※1・・・以下の事務事業に従事する者

- ①産業振興や防災対策など土地利用を推進する事業に携わる者。
- ②「農業振興地域の整備に関する法律」「農地法」「都市計画法」等の許認可権限を有する事務に携わる者。

など

3 研究内容

- ・現行の「農業振興地域の整備に関する法律」「農地法」「都市計画法」等による法規制や許認可権限など、市町が抱える障壁事例を踏まえた課題認識の共有
(推定津波浸水区域に位置する住居の高台移転、津波対策に係る避難所の設置、企業のリスク管理の観点による内陸部への工場移転のニーズに対する土地利用の規制緩和など)
- ・現行法制下における迅速かつ適正な制度の運用
- ・土地利用にかかる審査手続きにおける、案件や面積規模に応じた標準処理期間の設定、迅速な事務対応に向けた県と各市町の連携方法

4 開催回数

設置当初は年3回程度を目安（案件に応じて随時対応）

5 備考

研究会で得られた成果は、県と市町の実務レベルでの詳細な調整や試行実施を通じて、早期実現を目指す。

※上記の詳細は、合同研究会設置に対する県の承諾が得られた後に調整する。

自治体名	平成24年度予算で貴市町において取り組んでいる情報システムに関する防災対策(検討中のものも含む)			
	事業名	予算額(金額の単位:千円)	予算計上時期	事業概要
浜松市	重要データの遠隔地保管			月に1度、60km以上離れる防災上危険の無い遠隔地にデータ(電子媒体)を業者に委託し保管している。
	Yahooブログによる災害情報の発信			災害発生時にYahooブログにより災害情報の発信を行う協定をYahooと締結
	市ホームページのサーバダウン防止対策			災害発生時のインターネットアクセス集中によるサーバダウンを防止するため、市ホームページのあり方について検討中。
磐田市	災害時情報発信協定の締結	0	費用負担なし	災害発生時に市HPにアクセスが集中するのを分散するため、ヤフー(株)との「災害時情報発信協定」の締結について検討中。
	重要データの遠隔地保管	90	H24当初	業者に委託し、月に1度、遠隔地にデータ(電子媒体)保管を実施している。
	電算用の非常用発電機の整備	未定	H24補正	東日本大震災や昨年の台風15号による長期間停電を踏まえ、災害時における電算システムの業務継続の推進を図るため、電算用の非常用発電機の整備(H24設計・H25工事)について検討中。
掛川市	ICT関連の事業継続計画(BCP)策定と事業継続管理(BCM)による管理		未定	大規模災害発生時等の緊急時における事業継続を確保するためのICT関連の事業継続計画(BCP)の策定。不測の事態にも対応可能とするための事業継続管理(BCM)による運用の促進(データバックアップ等)。
	住基データ等の重要データの遠隔地保管	350	24当初	週に1度、60km以上離れた遠隔地にデータ(電子媒体)を業者に委託し保管している。
	e-じゃん掛川による災害情報の発信	1,376	24当初	災害発生時には、e-じゃん掛川の災害モードにより災害情報収集と情報提供を行う。
	職員参集システム	997	24当初	クラウドシステムを援用した、災害発生時の職員参集状況の把握システムの運用。これにより災害対策本部、災害対策支部要員が何分後に参集できるかがわかり、迅速な本部、支部体制がとれる。
	防災ラジオ整備計画	93,256	21~23	掛川市には同報無線屋外子局が294基設置しており、これでは全てのエリアをカバーすることができないため、家の中でも市からの情報が聞ける防災ラジオの整備を旧掛川市を対象に平成21年度から23年度の3箇年で実施。旧大須賀町・旧大東町は、希望する世帯に戸別受信機設置済み。この3箇年で15,000台を整備し、現在、11,704台の配布が完了。今後は企業等にも積極的に防災ラジオを配布し、災害時の情報連絡体制の整備を図る。
	同報無線屋外子局BOX津波対応上部移設工事	5,544	24当初	津波の来襲を想定して、情報発信源である同報無線屋外子局のバッテリー等を保護するため、海拔10m以下の屋外子局55本のBOXを上部へ移設する工事を実施。
袋井市	重要データの遠隔地保管	620		月4回、県外データセンターに住民情報等重要データの磁気媒体を保管する業務を業者に委託している。
	基幹系システム縮退運転サーバー導入	4,200	H24	住民記録、税などの基幹システムの障害時に諸証明発行等の必要最低限のサービス提供が可能なバックアップシステムを構築する。

自治体名	平成24年度予算で貴市町において取り組んでいる情報システムに関する防災対策(検討中のものも含む)			
	事業名	予算額(金額の単位:千円)	予算計上時期	事業概要
湖西市	主要業務システムのクラウド(Saas)移行 住基・税等基幹情報システム 財務会計等内部情報システム		H23年度から継続	大規模災害時に被災の危険性が高い庁舎から、主要業務のサーバ機を撤去。業務システムの安全性・可用性を高めた。
	重要データの遠隔地保管			月に2回、70Km以上離れた遠隔地の防災上危険の少ない施設でのデータ(電子媒体)保管を業者に委託している。
	ホーンアレイスピーカー設置	32,000		同報無線の難聴地区対策及び地震災害時における転倒防止等に有効な同報無線の次世代型スピーカーを設置する。
	IP告知放送システムの整備	7,917		J-ALERTで受信した緊急情報を市のIPネットワークを介して、公共施設等へ瞬時にその情報を伝達するシステムを構築する。
	防災ほっとメールとJ-ALERT連携	1,166		手動で運用している防災ほっとメールをJ-ALERTと連携させ、J-ALERTの受信情報をメールにより自動送信する。
	自主防災会衛星携帯電話の配備	7,869		自主防災会との通信手段を確実なものとするため、災害の影響を受けにくく、操作が簡単な衛星携帯を各自主防災会に配備する。
御前崎市	災害にかかる情報発信等に関する協定			災害発生時にホームページへのアクセス負荷の軽減を目的としてYahooと災害協定を結んだ。(災害発生時にサーバーダウンを防ぐためYahoo側で仮の市HPを立ち上げアクセス集中を分散させる)
	重要データの遠隔地保管	259		月に2度遠隔地にあるデータ保管センターへ保管する予定(5月から実施)。
菊川市	磁気媒体遠隔保管管理業務委託	328	平成24年3月 (当初予算)	月に2回(月初及び月中)、静岡県及び隣接県以外で、災害による大きな被害が想定されない場所であつ磁気媒体情報の安全性が確保される専用庫に保管する。
	災害用モバイル通信回線整備	62	平成24年3月 (当初予算)	有線通信回線が使用不可能な状況において、市ホームページを継続して管理するためモバイル通信回線及び機器を整備する。
牧之原市	市サーバーのバックアップ			非常時に備え、週1回のバックアップと30分ごとのサブバックアップを実施中。
	戸籍データの遠隔地保管	426,000		月に1度、100km以上離れる防災上危険の無い遠隔地にデータ(電子媒体)を業者に委託し保管している。また、毎日、戸籍データを庁舎7階へ保管している。
	モバイルまきのはらによる災害情報の発信	150,000		モバイルまきのはらTeaメールにより日頃イベント情報等を発信しているが、災害時には災害情報を発信している。
森町	重要データの遠隔地保管	86	24年度当初	業者に委託し、月末データを遠隔地(滋賀県)に保管している。同様に、友好町との災害協定の中でデータ総合保管を検討している。
	電源確保			停電時には、無停電電源装置(UPS)及び自家発電電力を使用できるようにして、安全にシャットダウンできるよう対策している。
	サーバー免震装置設置			重要データのあるサーバーは、免震装置上にラックマウントしている。